

参加型住民（地域外ファン）づくり事業募集要領

1 事業の趣旨・目的

過疎・高齢化等の進行により多様な課題を抱える中山間地域等及び棚田地域等において、地域外の人や団体と交流・連携した活動を支援し、地域外の人や団体の継続的な参画を促進することにより、農村の維持・活性化を図ることを目的としています。

2 募集する取組

対象地域	京都府内の中山間地域等及び棚田地域等
活動内容	新たな連携とアイデアによる、集落の維持・活性化に向けた活動 （地域住民が主体となって、地域外の人や団体と連携・交流しながら実施する活動） ① 農用地や農業用施設の維持管理活動 ② 農業生産活動や環境保全活動 ③ 地域資源を活用した新商品開発・加工・販路開拓 ④ 農業参入の促進 ⑤ その他、地域活性化を目指す取組
活動時期	令和7年度

（注意事項）

- 応募にあたって次ページの各管内広域振興局の応募窓口（京都市については本庁農村振興課）と活動の内容等について事前協議を行ってください。なお、本事業は地域での活動が自立的、継続的に実施できるように活動費を支援するものであり、資材費等全てが支援対象とならない場合がありますので、留意願います。
- 自ら提案し、実現可能なものにしてください。
- 同じ内容で既に他の補助・委託を受けている活動、また、平成30年度以降に同一地域（昭和25年2月1日における市町村の範囲）で実施された事業と類似する活動は対象となりません。
- 継続性のある活動にしてください。

3 募集対象

府内の中山間地域等及び棚田地域等で地域住民が主体となった団体（自治会、NPO法人、日本型直接支払制度の活動組織、農家組合、集落営農組織等）
なお、応募資格要件は次のとおりです。

- ① 団体の構成員（20歳以上）が3名以上であること。
- ② 事務処理担当者を置くこと。
- ③ 営利を主たる目的としていないこと。
- ④ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- ⑤ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- ⑥ 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に規定する暴力団等ではないこと。

4 対象地域

（1）中山間地域等

- ① 次に掲げる土地の区域をいう。
- ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。））、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）
- イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村の区域
- ウ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- エ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域
- ② ①以外の地域であつて、市町村が行う土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な農地の機能を維持保全するための地域住民の活動の促進に関する措置がなされている市町村の区域をいう。（該当市町村：精華町、亀岡市、福知山市）

（２）棚田地域等

自然傾斜を緩和した農地が階段状に分布している主傾斜（平均的な傾斜） 1 / 20 以上の農地の面積が当該地域の全農地の面積の 1 / 2 以上を占める地域

5 募集期間及び応募方法

（１）募集期間

令和 7 年 5 月 12 日（月）まで（必着）

（２）応募方法

下記の書類を、応募窓口へ直接又は郵送により提出してください。
なお、提出された書類は返却しませんので、御了承ください。

【提出書類】

- ① 事業計画書（実施要領別記第 2 号様式）
- ② 団体等概要書（実施要領別記第 3 号様式）
- ③ 収支予算書（実施要領別記第 4 号様式）

6 応募窓口（相談・問合せ先）

窓 口	住 所	連 絡 先
京都府農林水産部農村振興課 地域連携支援係	〒602-8570 京都市上京区下立売通 新町西入藪ノ内町	TEL:075-414-4907 FAX:075-414-5039 Eメール： noson@pref.kyoto.lg.jp
京都府山城広域振興局 農林商工部地域づくり振興課 企画活性化係	〒611-0021 宇治市宇治若森 7-6	TEL:0774-21-2186 FAX:0774-22-8865

京都府南丹広域振興局 農林商工部地域づくり振興課 企画活性化係	〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1	TEL:0771-22-0153 FAX:0771-23-1790
京都府中丹広域振興局 農林商工部地域づくり振興課 企画活性化係	〒625-0036 舞鶴市字浜2020	TEL:0773-62-2505 FAX:0773-62-2859
京都府丹後広域振興局 農林商工部地域づくり振興課 企画活性化係	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	TEL:0772-62-4316 FAX:0772-62-4333

※ 申請書等は、京都府農林水産部農村振興課地域連携支援係、各広域振興局地域づくり振興課で配付しますが、下記のホームページからもダウンロードできます。

京都府ふるさと保全活動

検索



<http://www.pref.kyoto.jp/furusato/>

7 事業計画の採用について

(1) 予定採択件数

25 件程度

(2) 審査の方法及び選考基準

審査の方法は、書面審査によるものとし、次のように行います。

団体の運営状況	① 活動遂行能力	組織体制（連絡体制、安全実施体制）はどうか
	② 財務内容	会計責任者は明確か
提案の活動内容	① ニーズ	取組の必要性（地域特性の把握）、重要度が高いか
	② 先進性	新たなアイデアや先進的な取組が含まれているか
	③ 実現可能性	内容は実現可能か
	④ 主体性	地域が主体となっているか
効果	① 受益対象者	事業の対象地域の利益増進に寄与するか
	② 発展性	中山間地域等への関心拡大や、地域づくり活動への参加の促進等が期待できるか
	③ 協働性	地域外の人や団体との交流・連携が図られているか
	④ 持続性	事業の実施効果や継続性があるか
アピール度	取組に対する熱意、意欲等	

(3) 採択について

審査及び採用通知については、応募のあった団体に通知するとともに、採択された事業計画の概要について、京都府ホームページ等で公表します。

8 留意点について

- 補助対象経費の上限は20万円（うち材料費は補助対象経費の1/3以下）とし、対象となる経費は別紙のとおりとします。
- 学生団体と連携する場合、補助対象経費の上限は40万（うち材料費は補助対象経費の1/6以下、学生団体の交通費や宿泊費は補助対象経費の1/2以下）とし、対象となる経費は別紙のとおりとします。また、学生団体においては、活動終了後に活動地域の方に向けた報告会を行う必要があります。
- 補助対象期間は1団体3年間を限度とします。

※ 「学生団体」とは、大学、短期大学又は高等専門学校等の学生等3人以上で構成する団体であり、京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県以外の校舎に通学している学生等については、原則構成員に含めないこと。詳しくは参加型住民（地域外ファン）づくり事業実施要領を参照のこと。

別紙 （対象となる経費について）

	項目	内容
旅費	学生団体と連携しない場合	・外部講師を招へいするために必要な交通費及び宿泊費 ・事業実施主体の構成員が活動するための交通費及び宿泊費等
	学生団体と連携する場合	・外部講師を招へいするために必要な交通費及び宿泊費 ・事業実施主体の構成員が活動するための交通費及び宿泊費等 ・学生団体の構成員が活動するための交通費及び宿泊費（実施区域以外の市町村内の施設に宿泊する場合は対象外）等 （注） ・学生団体構成員の交通費及び宿泊費は、補助対象経費の 1 / 2 を上限とする。
需用費	消耗品	・用紙・封筒・文具・作業用具類・燃料費 等
	材料費	・事業実施のために必要な材料費 （注） 【材料費の上限】 学生団体と連携しない場合：補助対象経費の 1 / 3 学生団体と連携する場合：補助対象経費の 1 / 6
	広告費	・参加者募集のチラシ等作成経費（デザイン・印刷費）や広告費 等
役務費 （保険料等）		・講師との連絡調整や参加者募集のための郵便料や銀行等の振込手数料 ・ボランティア保険料 等
使用料及び賃借料 （レンタル代等）		・事業実施会場設備使用料 ・レンタカー代 ・バス借り上げ代 等

※以下の経費は対象外です

- ・事業実施主体の構成員及び学生団体を除く事業参加者の交通費及び宿泊費
- ・活動に従事する者の人件費
- ・個人給付的な経費（抽選会の景品や参加賞等）
- ・食糧費（活動参加者のお茶、水類を除く）